

広島県スキー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、広島県スキー連盟（以下「本連盟」という。）といい、外国に対しては SKI ASSOCIATION OF HIROSHIMA（略称 S.A.H.）という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、広島県広島市西区東観音町1番24-401号内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、広島県内におけるスキー（以下、スノーボードを含む。）界を統轄し、代表する団体として、スキーの普及並びに振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全日本スキー選手権大会及び国民体育大会広島県予選並びに広島県スキー選手権大会及び各種スキー競技会の主催又は後援に関すること
- (2) スキー技術に関する講習会・検定会・講演会・研究会・展覧会・映画会などの主催又は後援に関すること
- (3) スキー競技力の向上及び代表選手の派遣等に関すること
- (4) スキー指導者の養成及び公認資格の認定に関すること
- (5) スキーに関する安全対策及び傷害防止策に関すること
- (6) スキー功労者及び優秀競技者の表彰に関すること
- (7) スキーに関する刊行物の発行に関すること
- (8) 公益財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）、全日本スキー連盟西日本ブロック協議会及び公益財団法人広島県体育協会に加盟する
- (9) その他、本連盟の目的達成に関すること

第3章 所属団体及び会員登録

(所属団体)

第5条 次の各号に掲げる団体で、本連盟の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会において同意を得て、所属団体となることができる。

- (1) 任意の個別クラブ及び企業クラブ又はスキー部
- (2) 市町村を単位とした体育協会スキー部又はスキークラブ

2 加盟しようとする団体は、名称・所在地・代表者・評議員候補者氏名・事務担当者住所氏名・会員名簿・会則及び別に定める入会金を添えて、会長あて申込むものとする。

(資格喪失)

第6条 所属団体は、次の各号の一に該当する事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退

- (2) 団体の解散
- (3) 除名

(脱退及び解散)

第7条 所属団体が脱退又は解散しようとするときは、その理由を付して脱退願又は解散願を提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

(除名)

第8条 所属団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名する。

- (1) 本連盟の所属団体としての義務に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷付け又は本連盟の目的に違反する行為があったとき
- (3) 次条の負担金を2年以上滞納したとき

(負担金)

第9条 所属団体は、理事会及び評議員会の議決に基づき、別に定める負担金を、毎年納入しなければならない。

- 2 既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員登録等)

第10条 本連盟から会員として認定を受けようとする者は、本連盟に登録し、別に定める登録料を毎年納入しなければならない。

- 2 本連盟に登録した者は、SAJ 会員として登録される。
- 3 会員登録に関する規定は、SAJ の規定を準用する。

第4章 役員・評議員及び職員

(役員)

第11条 本連盟には、次の各号に掲げる役員を置く

- (1) 理事32名以上40名以内とし、理事には会長1名・副会長若干名、理事長、副理事長、常任理事若干名を含むものとする。ただし、事務局長は、常任理事に含むものとする。
- (2) 監事2名以上3名以内

(役員の選任)

第12条 会長及び副会長は、評議員会でこれを選任する。

- 2 会長、副会長以外の理事は、評議員会において、評議員中より、備北地区3名、備南地区3名、芸北地区3名、芸南地区3名、広島市地区5名、佐伯地区3名、高体連1名、中体連1名、計22名を選任し、別に会長推薦理事若干名を評議員会に推挙し選任することができる。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選で定める。
- 4 事務局長は、理事長が常任理事会に諮り、委嘱する。
- 5 監事は、評議員会で選任する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。
- 6 前各項の役員は、選任と同時に理事又は監事に就任する。
- 7 前各項の役員は、本連盟の会員であること。
- 8 役員の定年は、選任時において原則として満68才とする。ただし、スキー関係の上部団体の就任者は当該団体の規定及びその他必要により延長することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、その他役員の選出に関する事項については、評議員会及び理

事会の議決を経て別に定める。

(理事の職務)

第13条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し理事会の議決に基づき本連盟の業務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時は代理する。
- 5 常任理事は、諸業務を企画し、会議に諮り、執行し、その成果をまとめる。
- 6 理事は、理事会を組織して、本連盟の業務を議決し、執行する。
- 7 事務局長は、本連盟の運営に関する一切の事務を処理する。

(監事の職務)

第14条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 財産状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会に報告すること
- (4) 前号の報告をする必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員の任期)

第15条 本連盟の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事及び評議員の現在数各々の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第17条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(評議員の選任)

第18条 本連盟には、評議員候補を所属団体より1名推挙する。ただし、第12条により、役員に選任された場合には、当該所属団体より、代わりの評議員候補を1名推挙する。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 評議員の任期及び解任については、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合においては、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第19条 評議員は、評議員会を組織して、この規約に定める事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

(事務局)

第20条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局の運営に関する事項は別に定める。

第5章 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与

(名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与)

第21条 本連盟には、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 前項の名誉会長等は、理事会及び評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 任期は、2年として、再任を妨げない。

第6章 会議

(理事会)

第22条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長はその請求があった日から21日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

- 2 理事会に付議する事項は、開催日の7日以前に理事に通知しなければならない。ただし緊急を要し、やむを得ないと認められる場合は、その限りでない。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事に付き書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(常任理事会)

第24条 理事会からの委託を受けた日常の会務を処理するため、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成し、会長が随時これを召集し、理事長が議長となる。
- 3 定足数等は、前条の「理事会」を「常任理事会」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第25条 次の各号に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号・第3号及び前号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他、本連盟の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認めるもの

- 2 前2条の規定は、評議員会についてはこれを準用する。この場合においては「理事会」「理事」を各々「評議員会」、「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の成立は、評議員現在数の2分の1以上とし、委任は出席とみなし、議長は会長とする。

第26条 すべての会議には、議事録を作成し、これを保存する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本連盟の資産は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 所属団体の負担金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第28条 本連盟の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の保管)

第29条 本連盟の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第31条 本連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第32条 本連盟は、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

(所属団体負担金)

第33条 所属団体負担金は、理事会及び評議員会において決定する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第35条 本連盟の収支決算は、事務局長が作成し、財産目録・事業報告書及び財産増減事由書と共に、監事の意見を付け、毎会計年度終了後2か月以内に、理事会の議決を経て評議員会に報告しなければならない。

2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第36条 本連盟が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第37条 第30条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第38条 本連盟の会計年度は、毎年8月1日に始まり7月31日に終る。

第8章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

第39条 本連盟の事業運行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

2 前項の規定による委員会の運営に対する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(特別委員会)

第40条 本連盟の事業遂行上必要な特定事項の調査、調整等を行うために、理事会の議決に基づき、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、理事及び評議員の各々の現在数の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散)

第42条 本連盟の解散は、理事及び評議員の各々の現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本連盟の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員現在数各々4分の3以上の議決を経て、本連盟の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 本連盟の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、それらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 規約
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 庶務日誌
- (8) 官公庁往復書類及び競技成績の記録
- (9) その他の必要な書類及び帳簿

(細則)

第45条 この規則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に決める。

附則

- 1 この規約は、45. 5. 31、49. 10. 1、53. 10. 1、59. 7. 7に改正し、施行。
- 2 この規約は、昭和59年10月13日から施行する。なお、従前の規約は廃止する。

附則

- 1 平成4年4月11日から施行する。
- 2 第9条による加盟団体負担金を次のとおり改定する。
 - (1) 第5条第2項第1号の加盟団体については、30,000円とする。
 - (2) 第5条第2項第2号の加盟団体については、120,000円とする。

附則

この規約は、平成6年7月30日から施行する。(第9条)

附則

- 1 この規約は、平成13年6月9日から施行する。
- 2 第12条第8項に関する従前の規定は廃止する。

附則

- 1 この規約は、平成15年7月19日に改正し、第2条に定める事務所は平成15年8月1日から適用する。

附則

- 1 この規約は、平成16年7月1日に改正し、平成16年7月1日から適用する。

附則

- 1 この規約は、平成18年10月15日に改正し、平成18年10月15日から適用する。

附則

- 1 賛助会員を募り賛助金を賜ることとし、該当業務は事務局長に委嘱し賛助金は一般会計に繰り入れる。また、事務局長は会計報告をおこなうこととする。
- 2 この規約は、平成23年1月15日に改正し、平成23年1月15日から適用する。

附則

- 1 この規約は、平成28年10月2日に改正し、平成28年10月2日から適用する。

付則

- 1 この規約は、令和2年8月9日に改正し、令和2年8月9日から適用する。